

平成 29 年度 第 1 回酒田市地域公共交通会議

日時：平成 29 年 9 月 26 日（火）13：15
場所：勤労者福祉センター 2 階展示ホール
（酒田市緑町 19-10）

次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 委員紹介及び事務局紹介
4. 報告事項
 - （1）平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金実績報告の経過について
 - （2）平成 29 年度地域公共交通確保維持対策事業費補助金交付申請の経過について
5. 協議事項
 - [議案第 1 号] 自家用有償旅客運送に係る更新期限更新手続きの承認について
 - [議案第 2 号] 平成 28 年度酒田市地域公共交通会議会計決算（案）
 - [議案第 3 号] 監査報告
 - [議案第 4 号] 平成 29 年度事業計画（案）
 - [議案第 5 号] 地域公共交通フォーラム開催に係る講師謝金について
 - [議案第 6 号] 平成 29 年度酒田市地域公共交通会議会計予算（案）
6. そ の 他
7. 閉 会

報告事項

(1) 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金実績報告の経過について

①地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業）

- i) 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- ii) 事業完了日 平成 29 年 3 月 31 日（完了検査:平成 29 年 3 月 31 日）
- iii) 国への実績報告 平成 29 年 4 月 3 日
- iv) 国からの確定通知 平成 29 年 4 月 11 日
- v) 確定補助金額 3,780,000 円

(2) 平成 29 年度地域公共交通確保維持対策事業費補助金交付申請の経過について

①地域公共交通調査事業（計画推進事業）

- i) 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- ii) 交付申請額 783,360 円
- iii) 交付申請日 平成 29 年 6 月 12 日
- iv) 交付決定額 783,360 円
- v) 交付決定通知 平成 29 年 6 月 28 日（国からの決定通知日）

協議事項

[議案第 1 号]

○自家用有償旅客運送に係る更新期限更新手続きの承認について

(1) 登録の期間 平成 29 年 10 月 1 日 から 平成 32 年 9 月 30 日 まで 3 年間

(2) 自家用有償旅客運送の種別 市町村運営有償運送 (交通空白輸送)

(3) 路線

① るんるんバス路線 (5 路線) 運行委託先: 庄内交通株式会社

No.	路線名	起点	終点	主たる経由地	※ _ロ 程
1	市内循環右回り線 (毎日運行)	中町西 (マリン 5 清水屋西)	中町西 (マリン 5 清水屋西)	中町 日本海総合病院 酒田医療センター	20.6
2	市内循環左回り線 (毎日運行)	中町 (マリン 5 清水屋東)	中町 (マリン 5 清水屋東)	中町西 日本海総合病院 酒田医療センター	20.5
3	酒田駅大学線 (毎日運行)	酒田駅正面口	かんぼの宿	中町、高見台、 東北公益文科大学前	10.2
4	古湊砂越駅線 (隔日運行)	古湊	悠々の杜温泉	栄町、中町、 砂越駅前	28.0
5	酒田駅かんぼ線 (隔日運行)	酒田駅正面口	かんぼの宿	中町 日本海総合病院 高見台	24.9

② ぐるっとバス路線 (4 路線) 運行委託先: 鳥海やわた観光株式会社

No.	路線名	起点	終点	主たる経由地	※ _ロ 程
1	一條循環線 (毎日運行)	やまゆり荘	やまゆり荘	八幡総合支所前 八幡病院・中学校	9.2
2	観音寺循環線 (毎日運行)	やまゆり荘	やまゆり荘	八幡総合支所前 八幡病院・中学校	11.0
3	升田やまゆり荘線 (毎日運行)	升田	やまゆり荘	八幡総合支所前 日向コミセン	11.0
4	青沢やまゆり荘線 (毎日運行)	青沢	やまゆり荘	八幡総合支所前 大蔵	12.0

(4) 運賃

一律 100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴の未就学児童は無料 ・回数券は 11 枚綴りを 1,000 円で販売 ・運転経歴証明書提示で 100 円の運賃割引 ・市長が特に認めるものについて減免可
----------	---

(5) 使用車両 市所有車両 9 台 [内訳: るんるん 6 台、ぐるっと 3 台]

[議案第 2 号]

○平成 28 年度酒田市地域公共交通会議会計決算

[歳入]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	予算残額	備考
1. 補助金	1. 補助金	1. 国庫補助金	3,780,000	3,780,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
2 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	2	0	預金利息
合計			3,780,000	3,780,002	0	

[歳出]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	予算残額	備考
1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	3,780,000	3,780,000	0	再編計画策定調査業務委託
2. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	0	0	
合計			3,780,000	3,780,000	0	

平成 28 年度 [歳入] 3,780,002 円 - [歳出] 3,780,000 円 = 次年度繰越 2 円

[議案第 3 号]

○監査報告


監 査 報 告


1. 監査の期日 平成 29 年 9 月 19 日

2. 監査した帳簿等
 - (1) 収支決算書
 - (2) 出納簿
 - (3) 収入調書
 - (4) 支出調書
 - (5) 預金通帳

3. 監査所見
 - (1) 諸帳簿はよく整理されており、記載は正確である。
 - (2) 出納簿の記載と正当証書は完全に符合する。
 - (3) 納入された国庫補助金の入金及び事業者への支払いは正確に行われている。

平成 29 年 9 月 19 日

監 事 武田 正三 

監 事 佐藤 健治 

[議案第 4 号]

○平成 29 年度事業計画（案）

時 期	事業内容等
9 月 26 日	◇地域公共交通会議①
10 月～	◇バス路線再編住民説明会の開催
	◇バスサポーター倶楽部（仮称）の立ち上げ
	◇バス待合環境整備
	◇ぐるっとバスの延伸
	◇庄内交通バス運賃の 500 円上限化（黒森・浜中地区）
	◇地域公共交通ワークショップ
	◇ぐるっとバス車両の更新
3 月頃	◇地域公共交通フォーラム
通年（随時）	道路運送法に基づく路線・運賃等の案件協議

[議案第 5 号]

○地域公共交通フォーラム開催に係る講師謝金について

酒田市地域公共交通会議設置要綱（平成 26 年告示第 97 号）第 3 条第 1 項第 6 号及び第 11 条の規定に基づき、平成 29 年度地域公共交通フォーラムの開催にあたり、講師を招聘する際の謝金について、以下のとおり定めるものとします。

（県内講師謝金）

県内から講師を招聘する際に支払う謝金は、1 時間当たり 9,000 円とする。

（県外講師謝金）

県外から講師を招聘する際に支払う謝金は、1 回当たり最低支給額 50,000 円とする。

[議案第 6 号]

○平成 29 年度酒田市地域公共交通会議会計予算（案）

[歳入]

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1. 補助金	1. 補助金	1. 国庫補助金	783,360	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
1. 補助金	2. 支出金	1. 市支出金	1,566,720	
2. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	2	
3. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	
合計			2,350,082	

[歳出]

(単位：円)

款	項	目	予算額	備考
1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	1,566,720	地域公共交通フォーラム開催経費
2. 負担金	2. 負担金	1. 市負担金	783,360	国庫補助金市返戻金
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	2	
合計			2,350,082	

要綱規定		No.	該当団体等	役職名	氏名
1号	市長が指名する者	1	酒田市	副市長	矢口 明子
2号	一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者	2	庄内交通株式会社	代表取締役社長	村 紀明
3号	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者	3	庄内交通株式会社	専務取締役	本山 経一
4号	山形県バス協会が指名する者	4	山形県バス協会	会長	伊藤 一郎
5号	山形県ハイヤー協会が指名する者	5	一般社団法人山形県ハイヤー協会 酒田支部	支部長	山崎 正人
6号	市民又は利用者の代表	6	酒田市自治会連合会	会長	阿部 建治
		7	酒田市地区自治会連合会	会長	佐藤 丈夫
		8	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	兵藤 清彦
		9	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	齋藤 吉男
		10	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	阿部 時男
		11	酒田市老人クラブ連合会	会長	武田 正三
		12	特定非営利活動法人 酒田市障がい者福祉会	理事長	佐藤 健治
7号	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局	13	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局	首席運輸企画 専門官	保坂 浩昭
8号	私鉄庄内交通労働組合	14	私鉄庄内交通労働組合	副委員長	本間 一芳
9号	酒田警察署	15	酒田警察署	署長	増川 高広
	道路管理者	16	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課	課長	田村 正樹
	道路管理者	17	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課	課長	渡辺 満
	道路管理者	18	酒田市建設部	部長	佐藤 俊明
	山形県バス対策協議会庄内 地区協議会	19	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室	室長	松澤 勝志
	学識経験者	20	東北公益文科大学	学部長	神田 直弥
	高速交通政策・中心市街地 活性化担当	21	酒田市企画振興部	部長	阿部 勉

要綱規定	No.	該当団体等	役職名	委員氏名		備考
				(前)	(新)	
2号 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者	2	庄内交通株式会社	常務取締役	村 紀明		[役職変更] 常務取締役⇒代表取締役社長
3号 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者	3	庄内交通株式会社	常務取締役	本山 経一		[役職変更] 常務取締役⇒専務取締役
6号 市民又は利用者の代表	6	酒田市自治会連合会	会長	伊藤 則義	阿部 建治	役職改選
	8	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	齋藤 文之	兵藤 清彦	役職改選
	9	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	池田 重悦	齋藤 吉男	役職改選
	10	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会	会長	阿藤 勝	阿部 時男	役職改選
9号 酒田警察署 道路管理者 高速交通政策・中心市街地活性化担当	15	酒田警察署	署長	黒坂 繁見	増川 高広	人事異動
	17	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課	課長	相沢 一彦	渡辺 満	人事異動
	21	酒田市企画振興部	部長	中川 崇	阿部 勉	人事異動

資料 3

○酒田市地域公共交通会議設置要綱

(平成 26 年 3 月 25 日告示第 97 号)

改正 平成 27 年 3 月 20 日告示第 102 号 平成 29 年 8 月 21 日告示第 737 号

(目的)

第 1 条 この告示は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 各計画の実施に係る連絡調整
- (6) 各計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員等)

第 4 条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した者（以下「構成員」という。）により構成する。

- (1) 市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 山形県バス協会が指名する者
- (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業所の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他必要と認める者

資料 3

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名

2 会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の内から会長が指名する。

4 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の業務の執行及び会計を監査する。

(会議の運営)

第7条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 交通会議の議長は、会長が行う。

4 構成員は、委任により代理者を出席させることができる。

5 交通会議の議決の方法は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議案件については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

8 交通会議の事務局は、商工観光部商工港湾課に置く。

9 事務局の所掌事務等の必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に関して必要な事項を協議、調整するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

資料 3

(会計)

第 10 条 交通会議で行う事業等に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 交通会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(財務に関する事項)

第 11 条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 12 条 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に行われる交通会議の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日告示第 102 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 21 日告示第 737 号)

この告示は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

平成 29 年度第 1 回酒田市地域公共交通会議 座席図

日時：平成 29 年 9 月 26 日（火）13:15

場所：勤労者福祉センター 2 階展示ホール

(敬称略)

<p>[副会長] 2 庄内交通株式会社代表取締役社長 村 紀明 委員</p>	<p>[会長] 1 酒田市副市長 矢口 明子 委員</p>	<p>[副会長] 20 東北公益文科大学学部長 神田 直弥 委員</p>
<p>3 庄内交通株式会社専務取締役 本山 経一 委員</p>	<p>13 国土交通省東北運輸局 山形運輸支局首席運輸企画専門官 保坂 浩昭 委員 〔代理〕運輸企画専門官 佐々木 拓真</p>	
<p>4 一般社団法人山形県バス協会会長 伊藤 一郎 委員 〔代理〕専務理事 小関 和夫</p>	<p>16 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課長 田村 正樹 委員 〔代理〕専門員 阿部 淳</p>	
<p>5 一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部支部長 山崎 正人 委員</p>	<p>17 庄内総合支庁 建設部道路計画課長 渡辺 満 委員 〔代理〕課長補佐 白澤 真一</p>	
<p>6 酒田市自治会連合会会長 阿部 建治 委員</p>	<p>19 庄内総合支庁総務企画部 総務課連携支援室室長 松澤 勝志 委員</p>	
<p>7 酒田市地区自治会連合会会長 佐藤 丈夫 委員</p>	<p>15 酒田警察署長 増川 高広 委員 〔代理〕交通課長 渡邊 彰人</p>	
<p>8 八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長 兵藤 清彦 委員</p>	<p>12 特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長 佐藤 健治 委員</p>	
<p>9 松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長 齋藤 吉男 委員</p>	<p>14 私鉄庄内交通労働組合副委員長 本間 一芳 委員</p>	
<p>11 酒田市老人クラブ連合会会長 武田 正三 委員</p>	<p>18 酒田市建設部長 佐藤 俊明 委員</p>	

事務局

<p>港湾空港交通主幹 箭子 英雄</p>	<p>商工観光部長 田中 愛久</p>	<p>生活交通主査兼係長 小野 慎太郎</p>
<p>生活交通係調整主任 真島 孝幸</p>	<p>生活交通係主任 佐藤 瞳</p>	

平成29年度第1回酒田市地域公共交通会議出席者名簿

[出席者]

(敬称略)

No.	区分	所属・役職名	氏名	備考
1	1号委員	酒田市副市長(会長)	矢口 明子	
2	2・3号委員	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	
3	2・3号委員	庄内交通株式会社専務取締役	本山 経一	
4	4号委員	一般社団法人山形県バス協会専務理事	小関 和夫	代理出席
5	5号委員	一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部支部長 (酒田合同自動車株式会社代表取締役)	山崎 正人	
6	6号委員	酒田市自治会連合会会長	阿部 建治	
7		酒田市地区自治会連合会会長	佐藤 丈夫	
8		八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	兵藤 清彦	
9		松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	齋藤 吉男	
11		酒田市老人クラブ連合会会長	武田 正三	
12		特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長	佐藤 健治	
13	7号委員	国土交通省東北運輸局山形運輸支局運輸企画専門官	佐々木 拓真	代理出席
14	8号委員	私鉄庄内交通労働組合副委員長	本間 一芳	
15	9号委員	酒田警察署交通課長	渡邊 彰人	代理出席
16		国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課専門員	阿部 淳	代理出席
17		山形県庄内総合支庁道路計画課課長補佐	白澤 真一	代理出席
18		酒田市建設部長	佐藤 俊明	
19		山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室室長	松澤 勝志	
20		東北公益文科大学学部長	神田 直弥	

[欠席者]

No.	区分	所属・役職名	氏名	備考
10	6号委員	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	阿部 時男	
21	9号委員	酒田市企画振興部長	阿部 勉	

[事務局]

酒田市	商工観光部長	田中 愛久
	商工港湾課港湾空港交通主幹	箭子 英雄
	商工港湾課生活交通主査兼係長	小野 慎太郎
	商工港湾課生活交通係調整主任	真島 孝幸
	商工港湾課生活交通係主任	佐藤 瞳